

志木市議会議員 無所属

天田いづみの議会だより

市議会・まちづくり情報



〒353-0006 志木市館1-1-2-108

Tel/Fax:048-471-1338

E-mail: amada@ff.e-mansion.com



天田いづみのホームページ <http://www.ff.e-mansion.com/~amada/>

第57号 2019年8月

少人数学級制度の見直しについて

志木市教育委員会は、2002年度から行われてきた少人数学級編成事業(ハタザクラプラン)を見直し、2019年度から複数・少人数指導体制となりました。

各小学校1、2年に1人、3、4年に1人、さらに学校の実態に応じて4人の市費教員を配置しています。

一律横並びではなく、どのような家庭環境にあっても、学力、生きる力が保証されていく義務教育を、志木市はめざしてきたと考えます。

ぜひこれからも、それをさらに高める教育活動を行っていただきたいという強い思いで、2018年12月議会で一般質問を行いました。

なぜ見直しの必要があるのか。

現在4年生では、学年に1人少人数指導教員が配置されているが、新制度では1、2年生で1人、3、4年生で1人、さらに市費教員が4人配置とあるが、大丈夫なのか。

また、制度の運用については、より各学校のマネジメント力が問われるものになると考えます。

研修のあり方についても、少人数指導教員だけでなく、本採用の教員も含めて、どのように制度を構築していくのか。

ハタザクラプランは小一プロブレムの解消であり、発達段階に応じてクラスの人数を上げていき、なだらかに中学校に接続させるきめ細やかな制度で、

理にかなっていた。

さらに、新制度でクラスの上限35人となれば、それだけ特別に支援の必要な子どもの人数も増えるので、特別支援学級をリソースルームとしてだれもが活用できるようにする、誰もがわかりやすい授業の工夫など、特別支援教育のあり方について等、柚木教育長に質しました。

柚木教育長からは「少人数学級編成制度は開始から16年が経過し、落ち着きのある学習環境の形成等に一定の成果が達成されたものと認識している。

一方で、制度開始当初は20倍を超える応募があったものの、現在は採用予定者を確保することさえ困難な状況になっている。

次に、保護者から、ハタザクラ教員の中には経験も浅く担任の指導力に不安があるという声も出てくること。実際クラス担任を続けることが難しく、1学期



複数・少人数指導の授業 宗岡小 (2019.6.14)

で退職したハタザクラ教員もおり、学校経営に多大な支障を来すとともに、何よりも子どもたちの学習に大きな影響を及ぼしたことの事例があげられる。

また、少人数学級編成制度を開始した2002年当時は、国や県の基準で1クラス40人であったが、現在は1、2年生については1クラスの上限が35人となり、人数の差が縮まってきたこと。

新学習指導要領のめざす「主体的・対話的で深い学び」や、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育が求められることから、新制度への改革が必要との結論に至った。

新しい複数・少人数指導体制では、担任は全て本採用の教員とする。

国語や算数などのつまずきやすい教科に複数の教員を配置できる。習熟度別学習やチームティーチングなど、子どもたちの状況に応じて柔軟な指導体制をとることができる。結果として、基礎基本となる学力の確実な定着につながる。

また、クラスの中で2人の教員で児童一人ひとりに目を配り、さまざまな個性をもつ児童の様子を的確に捉え、きめ細やかに指導できる。

市費教員の指導力向上のために、教育委員会が行う研修を内容、回数ともにさらに充実させ、ユニバーサルデザイン等を意識した授業づくりなど、実践的な内容を中心に進めていきたい。

また、通常学級で配慮を要する児童にも目を配り、必要な支援が行えるよう、教育サポートセンターが配置している特別支援教育支援員との連携もはかっていく。

現在、市内すべての学校への特別支援学級設置を進めており、各学校における特別支援教育のセンター的機能を特別支援学級が担いながら、一人ひとりのニーズに対応したきめ細やかな指導体制を推進していきたい。」との答弁がありました。

最後に、複数・少人数指導教員は市の臨時職員ですが、2000年度からの会計年度任用職員制度に向けて、学校教育現場の実態を反映した独自の条例化を提言、柚木教育長は、「市長部局と調整しながら検討していきたい。」とのことでした。

■ 志木市の健康政策について

子どもから高齢者まで全ての市民を対象として行っていく保健事業(ポピュレーションアプローチ)、特定健診を受診された方々のリスクを分析、リスクのある方々に対する運動教室、栄養指導等(ハイリスクアプローチ)、それぞれの方向性について伺いました。

村上健康福祉部長「2015年度からスタートした「健康寿命のばしマッスルプロジェクト」のうち、いろは健康ポイント事業の継続率は9割を超えている。

また、参加者1人当たりの医療費についても、18か月間で1人当たり4万7,000円の削減効果が見られるなど、市民の健康寿命の延伸に大きな成果が出ていることから、来年度も参加者の追加募集を行い継続していく。

本年度より実施している「おいしく減塩!『減らソルト』プロジェクト」については、幼児期から減塩の重要性について理解を深めることを目的として、子育て世代を対象に減塩講座を開催する。

また、民間企業とも連携をはかり、市内のスーパーマーケットにおいて健康に関するイベントを実施するなど、ポピュレーションアプローチを推進していく。

ハイリスクアプローチとしては、特定健診における推定摂取食塩量調査の結果に基づきハイリスク者を抽出し、市の管理栄養士により、早期に食生活改善につながるような確かな指導を行っていく。

また、生活習慣病重症化予防対策事業を始めとしたリスク保有者へのアプローチも、第2期志木市国民健康保険事業実施計画(データヘルス計画)に基づき効果的、効率的に進めていく。」

特定健診の受診率は、館地区では52.6%と市内で最も高い一方、宗岡地区については30%台の前半である等、地区によって課題が異なっている。

年間の医療費が500万円以上かかるといわれている人工透析患者が増えている。

さらに、志木市民の死亡原因のうち、自殺が最も多く、中でも男性については、県平均を大きく上回

っていることに対し、教育機関をはじめ様々な分野との層の厚い連携をはかりながら、まちぐるみ、市民ぐるみでの自殺防止計画の策定を求めました。



■ 地域包括ケアについて

志木市が地域包括ケアスタートアッププログラムを策定したとのことで村上健康福祉部長に伺いました。

「団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には、本市の後期高齢者人口は2010年比で約2.2倍となり、全国1,741市区町村の中でも上位から38番目の伸び率と見込まれている。

多くの後期高齢者が長期の慢性疾患などにより医療や介護のニーズが増加する一方、若年層の人口減少で担い手が不足するとともに、市の基幹税収の減少も余儀なくされる深刻な状況が想定される。

こうした課題に市の総力をあげて対応するため、志木市地域包括ケア構築連携プロジェクトチームを庁内に設置し、高齢者の社会参加を促進し、健康づくりや自助につながる取り組みなどを中心に議論を重ね、特に自助、互助に向けた市民力の向上や地域とのつながりづくりのため、新たに23事業からなる地域包括ケアスタートアッププログラムを策定した。」とのことでした。

特に、24時間365日の在宅介護を支える医療体制の整備について伺い、「TMG 宗岡中央病院に引き続き働きかけを行っていくとともに、地域の医療機関と連携を図りながら、地域での生活を支援していきたい。」との答弁でした。

2018年6月議会 一般質問より

■ 医療・介護連携について

私自身の在宅介護・看取りの体験をもとに、在宅医療を安心して受けられる、在宅看取りができる環境整備を求めました。

24時間・365日訪問診療が受けられる在宅療養支援診療所については、他市の医療機関に頼っ

ているのが実態です。

訪問看護については、介護保険の認定を受けなくても、医療保険で利用でき、がん末期となれば、毎日利用できます。(土日・夜間も緊急対応可)

そうした情報をもっと普及啓発し、医療資源も増やして、在宅での療養を支えていただきたいです。

村上健康福祉部長「医療と介護の連携や普及啓発を推進するため、在宅医療・介護連携代表者会議を中心として、医療介護情報誌「ほほえみ」の発行や「ケアカフェしき」の開催など、積極的に取り組んでいる。

在宅看取りの普及啓発について、今年度は在宅看取りをテーマとした市民向けの講演会を10月に開催する予定である。」とのことですが、館地区の高齢化率は42%となっており、医療資源の整備は重要です。

TMG 宗岡中央病院では、地域包括ケア病床(急性期の治療を終えて状態が安定し、在宅復帰(入居系の介護施設を含む)に向けての準備が必要な方。また、入居系介護施設、又はご自宅で療養されていて、軽微な発熱や下痢等の症状で入院医療が必要な方が利用できます。)を、2017年6月に8床整備、2018年4月から16床、5月には24床に増床されました。

近隣自治体病院に先がけての整備とのことで、ニーズが高く、活用されているそうです。



■ 年金相談について

父が亡くなった後、離れている実家での諸手続きが大変な中、年金については志木市役所で懇切丁寧にサポートしていただき、志木市が先がけて積み上げてきた年金相談はぜひ続けていってほしいと取り上げました。

志木市では、障害年金についても、障害厚生年金に至るまで、福祉課とも連携しながら、年金担当の職員や社会保険労務士が一体となって支えており、市外在住の方からは「うらやましい」との声も伺っています。

村上健康福祉部長「社会保険労務士による年金相談については2017年度年間50日を開設し、95件の利用実績があり、障害年金に係る相談は

37 件であった。

特に厚生年金の請求については、社会保険労務士による相談窓口を利用することで年金事務所での煩雑な手続きが省かれ、市民にとって利便性が高いものになっていると考えている。」

また、2017年8月から年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されたことにより、福祉課と連携し、2018年5月末までに39件、生活保護受給者の年金受給に結びついたこともわかりました。

志木市民の市外在住の家族の年金相談についても、ご本人からの委任状と相談者の身分証明書があれば、志木市でも相談を受けることができます。

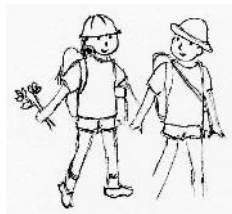


■ 放課後子ども教室について

2020年度までに、学童保育と放課後子ども教室の一体型の放課後子ども総合プランとして、プロポーザルで事業者を選定していくにあたり、これまで培われてきた地域での取り組みの実態を踏まえて、学校、保護者、実施主体に配慮しながら、その良さが損なわれることのないように、丁寧に進めていただくことを求めました。

土岐教育政策部長からは「2018年度宗岡第四小学校に開設した、一体型の「放課後しきつ子タイム」についても、プロポーザル方式による委託業者の選定に当たり、地域性や地域の実態、特性を的確に把握し、これまでに培われてきた地域の市民力を最大限に生かした運営を行うことに大きなウェイトを置いた。

今後、市内すべての学校において放課後しきつ子タイムの開設をめざしていくが、これまでも、地域で子どもを育てる視点を大切にしながら、市民団体の協力を1つの大きな柱とし放課後子ども教室を実施してきたので、今後も、地域性や地域の実態を踏まえ、学校、保護者、地域の皆様に丁寧に説明し、ご協力をいただきながら進めていきたい。」との答弁がありました。



2018年9月議会 一般質問より

■ 官民連携による自治体経営について

志木市の2017年度決算の1/2は民生費、認可保育園の予算だけで約20億、全予算の1割であり、頑張れば頑張るほど財政環境は非常に厳しく、単に人や事業の削減を行うだけでは限界があると考えます。

今回も、様々な官民連携手法を紹介。既存の公共施設の有効利用、まちの空き店舗も活用し、分散型の職員が街に出ていく静岡市新清水庁舎。志木市でも、駅前の分散型仮庁舎に反映されました。

都市公園から収益まで上げる民間管理手法、サウンディング型市場調査による公園の利活用、性能発注により最大限の効果や魅力を引き出す提案の公募、インフラ包括委託の検討プロセスを、アドバイザーとともにグループワークにより公募関係書類を作成する等々。

また、限られた予算で保育園舎を一部しか改修できないが、保育士の研修として、園児のお昼寝の時間に、塗装業者の指導で保育士が壁塗りをし、子どもたちがお昼寝から目覚めたら壁がきれいになった！事例も紹介。「予算が無いとできない」ではなく、どういう工夫をしたら実現できるかという発想で、ありとあらゆる手法を模索していくことが大変重要と考えます。

尾崎企画部長「本市としては、2017年2月に策定した新行政改革プランの中で、民間活力の導入を掲げており、2017年度には内閣府の補助金を活用し、民間活力導入の可能性について、民間事業者への市場調査を始めとする市民会館・市民体育館整備手法比較検討調査を実施した。

今後も、民間事業者との意見交換等を通じて様々なアイデアや意見を募集するサウンディング型市場調査の導入の推進など、民間活力の幅広い活用に努めたいと考えている。」

そのためには、しっかりとマネジメントできる職員の育成が必要です。

尾崎部長からは「他の自治体の経験を始めとし、先進的事例を学ぶような研修会に積極的に参加さ

せるとともに、しっかりと市民とともに汗をかき、みずから磨き続けるという努力を惜しまない職員の育成に努めていきたい。」との答弁がありました。



■ 地域包括ケアについて

(1) 志木市後見ネットワークセンターについて

2018年4月、志木市成年後見制度利用促進計画に基づき設置された志木市後見ネットワークセンターについて、未成年も含めて幅広くサポートしていく高い理念に基づくものと評価しつつ、従前との相違点、取り組み状況について伺いました。

村上健康福祉部長からは「後見制度に関する相談体制では、これまで社会福祉士等の福祉専門職だけの配置だったが、新たに弁護士や司法書士等の法律専門職を配置して、親族後見人等への支援機能を拡充し、的確な相談を行うほか、直営のメリットを最大限に生かして、福祉事務所間の情報連携により、迅速な支援を実施している。

後見ネットワークセンターにおける2018年8月末までの利用者は85人で、延べ139件の相談があり、今後も家庭裁判所が市民後見人を新たに選任した場合は、市民後見人からの活動に関する相談等が増加する見込みである。

5月には、必要な方に後見制度の利用が促進されるよう、新たに市内の介護保険と障害福祉サービスの全事業者を対象とした研修を実施し、60人が参加した。

7月からは、高齢者あんしん相談センター及び障害者等相談支援事業所の市内10か所を新たに一次相談機関として位置付け、身近な地域の窓口で後見制度の利用ニーズを把握し、支援につなぐことができるよう体制を整備した。

市民後見人養成講座については、40人に受講いただいております、これまでになかった法律専門職との実地研修プログラムや家庭裁判所や福祉施設での研修など、実践的な養成内容に充実を図った。」との答弁がありました。

(2) 自立支援について

前年度試行、2018年度から本格的に開始されている自立支援型の地域ケア会議について、どの

ような目的と目標をもって実施されているのか。どのような効果、成果を上げているのか伺いました。

村上健康福祉部長からは「自立支援型地域ケア会議については、高齢者のQOL(生活の質)の向上や自立支援と重度化防止の堅持という介護保険法の理念を踏まえ、要支援・要介護認定者の個別課題の解決だけではなく、担当ケアマネジャーのスキルアップや自立支援に資するケアプランの作成を目的に開催しており、2017年度は3回開催し、2018年度は9回の開催を予定している。

会議においては、市がコーディネーターを担い、担当ケアマネジャーとサービス提供事業者からの事例説明と、高齢者あんしん相談センターからの補足説明に対し、医師や薬剤師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士及び管理栄養士の専門職が助言者として出席し、保険者として市が提案を加えながら、より自立支援に資するケアプランにするためには、どのようにすればよいのかを議論している。

具体的には、対象者の心身機能が少しでも向上し、生活での自立度を高めるにはどのようにしたらよいか、あるいは生きがいを持ちながら、その人らしく地域で暮らすためにはどのような援助が必要かなど、身体や環境的側面から専門的な視点を交えて検討している。

また、個別の検討を通じた気付きや知識の蓄積により、全ての参加者がともに学び、支援技術を向上させ、自立支援の意識が地域に広がることを目標に運営している。

今後は、事例のモニタリングも実施しながら、会議の評価と対象者への効果を検証し、より有効な会議となるよう努めていく。」との答弁がありました。

■ 水害対策について

(1) 水谷調節池について

柳瀬川の洪水を抑える水谷調節池(富士見市)については、昨年9月議会で、早期の事業着手を県に要望するとの答弁をいただきました。

その後、管轄する川越県土整備事務所として、2018年度に社会資本総合交付金事業として着手する予定との情報を得ましたが、詳細について、今後の方向性について都市整備部長に伺いました。



中森都市整備部長からは「水谷調節池については、事業主体である川越県土整備事務所に確認したところ、2018年度から社会資本総合交付金事業として国土交通省から採択を受け、現在水谷調節池の整備に向け、詳細設計を実施中とのこと。

現状では、整備計画である調節量の最大毎秒20m³、調節池容量6万 m³に変更はなく、2018年度は整備区域等において詳細設計の中で検討を進めていくとのこと。

2019年度以降に用地買収に着手する予定とのことである。

市としては、柳瀬川の増水に伴う洪水を抑える調節池となり、志木市の水害を軽減する重要な施設となることから、今後は確実に進捗が図れるよう要望していく。」との答弁がありました。



(2)柳瀬川の水害対策について

2016年8月22日の台風9号で、柏町の高橋(たかばし)上流左岸側で溢水があり、住民から堤防のかさ上げの要望がありました。

朝霞県土整備事務所が速やかにかさ上げし、富士見橋から高橋までの川底をさらう浚渫も行なっています。

けれども、上流側だけをさらっても、新河岸川との合流点付近に至る高橋から栄橋までは、未だに河床掘削はされておらず、土砂が堆積して島のようになり、樹木が生い茂っている状況です。

合流点までの河床掘削を県に求めること。県によって大型土のうが積み上げられたものの、さらに恒久的な対策を県に求めることを提言しました。

中森都市整備部長からは「河川管理者である朝霞県土整備事務所に確認したところ、2017年8月の台風9号による溢水後、緊急的に盛土を行い、2018年8月には大型土のうを設置し、対策を講じるとともに、より治水安全度を高めるため、引き続き河道掘削も実施していくとのこと。

市としても、恒久的な対策を実施していただくとともに、適切な維持管理を務めていただくよう朝霞県土整備事務所に要望していく。」との答弁がありました。

新河岸川富士下橋下流左岸側のカヤ原については、貯留機能を果たしていますが、やはり土砂が

堆積しており、貯留機能を高める必要についても提言、こちらは現在市の管理なので、適切な管理に努めていきたいとのことでした。



■ 治水の歴史に関わる

貴重な文化財の保存・指定について

志木市の治水・利水の貴重な遺構である惣囲堤(そうかこいづつみ)に、平常時には宗岡村の水を堤外(河川)に排水し、洪水時には河川からの洪水流入を防ぐ樋門が、江戸時代に木造で築かれてきました。

明治時代後期に改築したものうち、石造りの籠鳶門樋、レンガづくりの大小合併門樋、北美坎樋、新田坎樋が現存しています。

2006年に、一刻も早い文化財指定を提言しましたが、進んでいない中、大小合併門樋は254バイパスに隣接し、工事の影響が及ぶことが予想されます。

また、いろは橋下流の新河岸川左岸には、江戸時代、昭和、平成時代に築かれた三代の堤防が現存しており、全国的にも貴重な財産として、まちぐるみで大切に保存・活用していけるとよいとの学識者のお話もいただいています。

昭和の堤防は、県の河川改修で削られ、無くなってしまおう計画でしたが、細田市長時代に、桜並木の貴重な景観を残してほしいとの市民の熱意が行政を動かし、残すことができたのです。

改正された志木市の文化財保護条例では、「地域における人々の生活や風土により形成された景観地も、文化財に指定できる」とされています。

宗岡の昔ながらの屋敷内に40基ほどが残っている水塚(みづか)も、貴重な文化財です。

宗岡閘門も、野火止用水も無くなってしまいましたが、宗岡村の方たちが水害と闘ってきた、また、共生してきた歴史を物語る文化財に、行政としてもスポットライトを当てて、まちづくりに生かしていく考えについて伺いました。

土岐教育政策部長からは「2007年度に、宗岡に残る4か所の樋門について、専門家や文化財保護審議会委員を含めた現地調査を行っている。その結果、文化財としての価値は十分把握し、文化

財保護審議会においても、保存について協議を行っている。

市の指定文化財への指定については天田議員お話の通り、4か所一緒に指定することが望ましいということで、大小合併門樋については、現在、一般国道254バイパスの工事に伴う保存方法について朝霞県土整備事務所と協議しているので、決定した後、他の樋門とともに指定する方向で進めていきたいと考えている。また、堤防や水塚等については、今後はさらに広く周知し、活用することができるよう、文化財保護審議会や関係団体とも連絡を図りながら取り組んでいく。」との答弁がありました。

2018年12月議会 一般質問より

■ 会計年度任用職員制度について

地方自治法の改正により、現在の臨時職員、非常勤職員が、2020年度から会計年度任用職員に移行します。

これまで、専門性の高い職種については人材の確保が難しいと言われてきましたが、制度の改正を機に、各所属を通して市民の皆様のニーズを汲み取り、質の高い人材によるサービスが提供できるように、制度構築に配慮していただきたいです。

尾崎企画部長「制度の概要としては、1会計年度を超えない範囲内で、フルタイムとパートタイムの職に区分し、任用することとなる。

また、これまで非常勤職員については期末手当が支給できなかったが、会計年度任用職員については、期末手当の支給が可能となる。

今後は、2019年度中に関係条例等を整備していく。

専門性の高い職種の任用については、これまでの常勤職員、再任用職員制度を活用しながら、適切な人材確保に努めていく。」

2018年4月1日現在の職員数は、正規職員394人に加えて再任用の短時間勤務3人。

一方、臨時職員297人と非常勤職員70人程度を合わせると、正規職員に届かんとする程、大勢い

らっしゃいます。

予算的に厳しい中であっても、志木市に一定期間勤めたら他市に行ってしまうということにならないように、質の高いサービスを行える人材を確保するためには、改めて職種ごとに検証し、組織のマネジメント力を発揮していただきたいです。

尾崎部長「特に人材確保が難しいと思われる専門性の高い職種もあるものと認識している。

職員の任用については、さまざまな任用形態や現状の待遇面も精査しつつ、新たな会計年度任用職員制度を活用しながら適切な人材育成、人事管理に運用していきたい。」とのことでした。



■ 地域支援事業～介護予防・

日常生活支援総合事業の推進について～

2017年度から市の独自の介護予防・生活支援サービスとしての総合事業がスタートしました。

いろは元気サロン本町を視察しました。まず、「元気サロンカフェは」は、一般高齢者(60歳以上)が対象で、気軽に立ち寄りおしゃべりしたり、簡単な体操にも参加できます。

また、一般介護予防事業「元気アップトレーニング」(65歳以上)は運動不足、体力に不安の方がトレーニングできます。

さらに「短期集中トレーニング」(短期集中予防サービス)は、3か月から6か月まで、週1回、通所と訪問が受けられます。

要支援の方に、短期集中的に医療専門職によるサービスを提供することで、機能を維持向上し、要介護に移行しないことをめざしています。

それぞれの方が3か月間で目標を決めて、通所サービスについては、例えば横断歩道を1人で渡れるようになりたいとか、玄関から外に出たいとか、具体的な目標を決めて、そこに到達できるように訓練をしていきます。

訪問サービスについては、理学療法士等が生活の中での自主トレーニング指導を行い、一緒に外に出る練習をしたり、玄関から出る時に何が問題かを検証して、ケアマネジャーと連携して「ここに手すりをつけましょう」ということもしていただけます。

通所型および訪問型サービスAは給付ですが、身体機能改善のための通所型サービスC及び訪問型サービスC、訪問の栄養及び口腔機能改善のためのサービスは給付ではないので、給付との併用も可能です。

志木市は2016年度から制度を構築してきましたが、短期集中予防サービスの取り組み状況と期待される効果、今後の展望について伺いました。

村上健康福祉部長「介護予防・日常生活支援総合事業の短期集中予防サービスについては、本市では身体機能の向上、栄養の改善、口腔機能の向上の三位一体で支援を行うことが重要であると考え、通所型と訪問型を合わせたサービスを2017年4月から実施している。

3か月間から6か月間の短期間で、医療の専門職が利用者一人ひとりの生活状況や環境を把握し、アセスメントを行ったうえで、個別の課題を整理して支援プログラムを提供することにより、機能の維持、向上をめざしている。

また併せて、支援終了後の生活機能の維持向上のためセルフケアの促進や地域の通いの場などへの社会参加につなげることで、生活意欲や活動性を高めるような働きかけも行なっている。

今後はさらに、事業の実績と効果の検証を積み重ねていくとともに、事業の周知啓発と利用を進め、より多くの高齢者が自分らしい自立した生活を継続し、自己実現やQOL(生活の質)を高められるよう支援の充実を図っていく。」

短期集中予防サービスの利用状況は、2018年11月末までで、身体機能の向上に向けたサービスが通所15人、訪問21人、栄養改善に向けた訪問が4人、口腔機能の向上に向けた訪問が2人となっており、新しいサービスとはいえ、必ずしも浸透しているとはいえません。

そのためには、介護予防ケアマネジメントにサービスを組み込んでいく、ケアマネジャーの力量を高めていくことが必要です。

村上健康福祉部長「短期集中予防サービスの利用促進については、天田議員ご指摘の通り、ケアマネジャーのケアマネジメントの質が高いことが必要であると認識している。

このため、本市では2018年度から自立支援型

地域ケア会議を本格的に実施している。この会議では、毎回2か所の居宅介護支援事業所から事例を出していただき、多職種による専門的な視点からの助言を通じて、ケアマネジャーが、自立に資するケアマネジメントの視点や、サービス提供に関する知識や技術を習得することを目的の1つとしている。

一人ひとりのケアマネジャーが、自立支援に向けたケアマネジメントを利用者に提供できるように、関係機関と連携を深めながら努めていきたい。」

志木市では、医師会、薬剤師会、理学療法士会の方々、さらには、志木市の在宅医療も担われている朝霞市の医療機関も、自立支援型地域ケア会議と一緒に考えるチームに入っていて下さるということです。

関係者の皆様に感謝をしつつ、さらに多職種連携、医療・介護連携が進むことを望みます。



放課後しきつ子タイム 宗岡四小 (2018.6.8)
志木市社会福祉協議会が運営、地域の先生方とサッカーや舞踊等も、楽しんでいました

ティータイム



2019年10月6日(日)

午後 2:00~4:00

柳瀬川図書館2階視聴覚室

志木の中で身近に感じていることなどを

気軽にお話しませんか?

**** これまでの活動とその成果は!! ****
天田いづみのホームページでご覧下さい